# 品川区障害福祉計画策定委員会 公募委員応募要項

#### 1. 目的

区では、障害の有無に関わらず住み慣れた地域で安心して生活することができる社会を目指し、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第6期障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を推進しています。

これらの計画が令和5年度で終了することから、新たに「品川区障害者計画」、「第7期品川区障害福祉計画」及び「第3期品川区障害児福祉計画」を一体的に 策定するため、「品川区障害福祉計画策定委員会(以下、「策定委員会」)」を設置 します。

この策定委員会では、学識経験者や障害者福祉に携わる方のほかに、区民の皆 さまの意見を取り入れるため、公募委員を募集します。

# 2. 募集人数

2名(うち | 名は障害当事者)

# 3. 任期

令和5年4月 | 日~令和6年3月3 | 日(予定) ※第 | 回の策定委員会は、5月下旬に開催予定です。

# 4. 活動内容

- ①品川区障害福祉計画策定委員会への出席
  - ・開催回数は年4回程度(いずれも平日昼間)を予定しています。
  - ・ | 開催あたりの所要時間は、2時間~3時間程度になります。
  - ・開催場所は、品川区役所またはその周辺で開催予定です。
- ②品川区障害福祉計画策定委員会で、区民の立場から今後の障害福祉に関する 意見を述べること。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催方法等を変更する場合があります。

※策定委員会の出席者には、区の規定による報酬をお支払いします。

#### 5. 応募資格

次のすべてにあてはまる方

- ① 品川区の障害福祉に関心や熱意のある方
- ② 令和5年 | 月 | 日現在、区内在住または在勤・在学の方
- ③ 令和5年 | 月 | 日現在、満 | 8歳以上の方
- ④ 平日の日中に開催する策定委員会に出席できる方(年4回程度)

#### 6. 応募方法

障害者施策推進課の窓口で配布する申込用紙を含む提出書類に必要事項を記 入の上、持参または郵送、電子メールにて障害者施策推進課あてにご提出くだ さい。

- ※申込用紙はホームページからダウンロードできます。
- ※郵送または電子メールで提出する場合は、電話で受領の確認をお願いします。

#### 7. 提出書類

- ①所定の公募委員申込用紙
- ②「応募動機」をテーマとした作文(800字程度)

#### 8. 応募期間

令和5年2月21日(火)~3月20日(月)午後5時

- ※持参または電子メールの場合は、3月20(金)午後5時必着。
- ※郵送の場合は、期間内必着とします。

# 9. 選考方法

- ・提出いただいた書類をもとに選考を行います。
- ・4月中旬に応募された方全員に文書で結果を通知いたします。
- ※計画策定過程への障害当事者の参画を推進するため、募集人数のうち | 名は 障害のある方を優先的に選考いたします。

# 10. その他

- ・選考の経緯・経過や結果についてのお問い合わせには、応じられません。
- ・ご提出いただいた書類は返却いたしかねますので、ご了承ください。
- ・応募いただいた際の個人情報は、本目的以外には一切使用いたしません。
- ・策定委員会の活動参加にあたり、配慮を要する方は、その旨を申込用紙に ご記入ください。

### | | ・ 申し込み先

〒140-8715

品川区広町 2-1-36

品川区福祉部 障害者施策推進課 計画推進係あて

電話 03-5742-6762 FAX 03-3775-2000

電子メール shoshsk@city.shinagawa.tokyo.jp